

議案第 7 6 号

大口町農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について

大口町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 2 9 年大口村条例第 8 号）の全部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）の一部が改正され、農業委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、この条例の全部を改正するため必要があるからである。

大口町農業委員会委員及び大口町農地利用最適化推進委員の定数条例

大口町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年大口村条例第8号）の全部を次のように改正する。

（農業委員会委員の定数）

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）

第8条第2項の規定に基づき、大口町農業委員会委員の定数を11人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第2条 法第18条第2項の規定に基づき、大口町農地利用最適化推進委員の定数を5人とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、現に在任する農業委員会委員の任期満了の日（大口町農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大口村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 14,000円	〃
-------------	------------	---

（大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 3 大口町証人等の実費弁償に関する条例（昭和57年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第6号中「第29条」を「第35条」に改める。

大口町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表（第 2 条、第 5 条関係）			別表（第 2 条、第 5 条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
略	略	略	略	略	略
農業委員会委員	月額 14,000 円	〃	農業委員会委員	月額 14,000 円	〃
農地利用最適化推進委員	月額 14,000 円	〃	教育委員会委員	月額 27,500 円	〃
教育委員会委員	月額 27,500 円	〃	略	略	略
略	略	略	備考 略		
備考 略					

大口町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条</u>の規定による実費弁償について定めるものとする。 （実費弁償を支給する者及びその額） 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) 農業委員会等に関する法律<u>第35条</u>の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者 (7) 略	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条</u>の規定による実費弁償について定めるものとする。 （実費弁償を支給する者及びその額） 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) 農業委員会等に関する法律<u>第29条</u>の規定により、農業委員会の要求に応じ出頭した者 (7) 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

農業の成長産業化を図るため、6次産業化や海外輸出、農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する必要があることから、農協・農業委員会・農業生産法人の一体的な見直しの実施を目的とした、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が施行され、農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）が平成28年4月1日に改正されたことに伴い、この条例を改正するものです。

2 改正の概要

農業委員会委員（以下「農業委員」という。）の選挙を廃止し、更に、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新設します。

(1) 農業委員について

従前の公選制を廃止し、議会の同意を得て大口町長が任命します。定数は、11人とします。

(2) 推進委員について

新たに大口町農業委員会の委嘱により、選任することとなりました。定数は、5人とします。

(3) 農業委員及び推進委員の報酬について

農業委員及び農業委員会会長の報酬額は従前通りとし、推進委員の報酬については、農業委員の報酬額と同額とします。

3 施行期日

現在の農業委員の任期満了の翌日とします。